

II. 事業評価個表

番号	交付金事業の名称		
	川内原子力発電所に係る広報・調査等交付金事業		
	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	薩摩川内市	
交付金事業実施場所	薩摩川内市内一円		
交付金事業の概要	<p>市民を対象とした原子力発電所見学会を実施し、原子力発電所に関する知識の普及を図った。 川内原子力発電所の発電状況や発電所周辺の環境放射線調査結果等の広報を行った。 また、原子力に関わる関係団体及び関係機関による原子力発電所の安全対策の確認及び国のエネルギー政策に関する知識の向上を図る。その他、全職員を対象とした放射線・放射能に関する職員研修を実施し、職員の原子力に関する知識の向上を図るなど、有効に事業を進めた。</p> <p>(調査事業)</p> <p>①委員会 薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会 (5月、9月、12月、2月の計4回開催)</p> <p>②研修 原子力研修講座の受講(11月、2月の計2回 各1名受講)他</p> <p>③情報収集等 資料購入等</p> <p>④国内調査 (広報事業)</p> <p>①原子力関係パンフレット類の製作及び購入、配布等 原子力広報「広報薩摩川内」の作成 38,500部×4回</p> <p>②広報車の購入 広報調査用自動車(1台購入)</p> <p>③川内原子力発電所等見学会 ・夏休み親子見学会(見学先:原子力発電所、エネルギー関連施設 ・参加者16名) ・公募型市民見学会(見学先:川内原子力発電所 ・参加者9名)</p> <p>④原子力関係図書の整備 ⑤連絡調整事業</p>		
総事業費	14,964,457	交付金充当額 (経済産業省分)	14,905,145
交付金事業の成果目標	・川内原発周辺30km圏内の住民はもとより、市内全域の住民に対して分かりやすい情報発信を行い、原子力発電に対する市民の理解促進に寄与する。		
交付金事業の成果指標	<p>・薩摩川内市原子力安全対策連絡協議会の開催:5回</p> <p>・職員研修等の受講:2名</p> <p>・原子力広報誌の作成・配布:38,500部×4回</p> <p>・広報車:利用回数25回/年以上</p> <p>・原子力発電所等見学会参加者数 延べ240名</p> <p>・見学会参加者アンケートで、原子力について理解できたと思う人の割合を80%以上とする。</p>		

交付金事業の成果及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対しわかりやすい情報発信や関係機関等との連絡調整を図るために原子力安全対策連絡協議会を4回開催した。</li> <li>・原子力研修講座に、11月と2月の計2回それぞれ1名が受講し、原子力に関する知識の向上が図れた。</li> <li>・川内原子力発電所の発電状況や安全対策、環境放射線の測定結果等について分かりやすく掲載している「原子力広報薩摩川内」を年に4回、各回38,500部発行し、市内全域への配布、市のホームページに掲載することで、原子力発電に対する市民の理解促進につながった。</li> <li>・川内原子力発電所視察や関係機関との連絡調整等に26回使用した。</li> <li>・原子力発電所等見学会を2回の開催し、25名が参加した。</li> <li>・市民を対象とした原子力発電所見学会を開催した際の参加者アンケートの結果は、原子力について理解できたと思う人の割合が92%であり、交付金事業により市民の原子力発電に対する理解促進を図ることができた。</li> <li>・今後も引き続き、原子力発電に対する知識の普及と市民の理解促進を図ることとしたい。</li> </ul>
--------------	--

交付金事業の契約の概要

契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額
原子力安全対策連絡協議会の運営	—	協議会委員	327,070
国内調査及び情報収集	随意契約(特命及び少額)	原子力発電関係団体協議会他	3,440,192
原子力関係パンフレット類の制作及び購入、配布等	随意契約(特命及び少額)	株式会社可愛印刷他	3,010,649
広報車購入他広報・連絡調整事業	指名競争入札他	鹿児島日産自動車株式会社他	8,186,546
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無			
・評価において第三者機関等は活用していない。			

(備考)(1)事業ごとに作成すること。

(2)番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3)交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4)交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5)交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6)交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

(7)成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。